

高知県女性相談支援員研修実施要綱

（目的等）

第1条 この要綱は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第18条に規定する研修（以下「研修」という。）の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 研修の実施主体は、県とする。ただし、研修のうちオンデマンド研修及び修了検定については、女性相談支援員が所属する県又は市町村（以下「研修実施自治体」という。）を実施主体とする。

（対象者等）

第3条 研修の対象者は、法第11条に規定する女性相談支援員とし、別表のとおり、経験年数等により分類する。

（研修内容）

第4条 研修の内容は、別に定めるとおりとする。

（実施方法）

第5条 研修は、次の方法により実施する。

（1）オンデマンド

研修実施自治体において実施する。

（2）演習（対面）

県が対面により実施する。

（修了検定）

第6条 研修は、必要科目の受講及び修了検定の合格をもって修了とする。

2 修了検定は、別に県が定める方法により、研修実施自治体を実施するものとする。

3 修了検定を実施する研修実施自治体は、あらかじめ「女性相談支援員修了検定実施申請書」（様式第1号）を県に提出しなければならない。

（修了証明証の交付）

第7条 研修実施自治体は、女性相談支援員に必要な科目の受講及び修了検定の合格を確認し、県に「女性相談支援員研修実施報告書」（様式第2号）を提出する。

2 知事は、研修実施自治体から提出された「女性相談支援員研修実施報告書」に基づき、研修修了者に対し、「女性相談支援員研修修了証明証」（様式第3号）を交付する。

（秘密保持）

第8条 県、研修実施自治体及び研修修了者は、研修で知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月22日から実施する。

別表（第3条関係）

研修対象者の分類	定義
女性相談支援員（初任者）	• 3年未満の経験年数を有する者
主任女性相談支援員	• 概ね3年以上の経験年数を有し、女性相談支援員（初任者）研修を修了している者であって、若手リーダー、分野別リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けている職員 • 研修を受講した各分野（若年女性支援、就業支援、障害福祉など）におけるスーパーバイズ等を担う者
統括女性相談支援員	• 概ね5年以上の経験年数を有し、主任女性相談支援員研修を修了している者であって、スーパーバイザー、中核リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けている職員 • 困難な問題を抱える女性への支援に関するマネジメント、他機関調整の代表役、他の女性相談支援員等に対するスーパーバイズ及び働きやすい環境づくり等を担う者